

第2期徳島県文化芸術推進基本計画

令和6年3月

徳 島 県

目 次

1	基本事項	1
	(1) 策定の趣旨	1
	(2) 計画の位置づけ	1
	(3) 推進期間	1
2	徳島県の文化と歴史	2
3	文化芸術を取り巻く環境	3
	(1) 国の動き	3
	(2) 徳島県の動き	3
	(3) 文化芸術を取り巻く主な社会情勢	4
4	第1期計画の検証	5
5	基本方針	7
	(1) 方向性	7
	(2) 目標	7
	(3) 施策展開	8
6	指標及び数値目標	11
7	推進体制	13
	(1) 各主体の役割	13
	(2) 計画の検証	13
【附属資料】		
○	文化芸術基本法	14
○	徳島県文化振興条例	20
○	徳島県文化創造審議会設置条例	22
○	徳島県文化創造審議会委員名簿	23

1 基本事項

(1) 策定の趣旨

徳島県では、平成17（2005）年3月に制定した「徳島県文化振興条例」のもと、文化による活力ある地域づくりを目指し、その理念を具体化していくための指針として「徳島県文化振興基本方針」を平成18（2006）年3月に策定しました。

令和元（2019）年7月には、基本方針のとりまとめから10年以上が経過し、これまで築き上げてきた「あわ文化」について、より一層の振興、発展及び創造を加速させるため、基本方針を見直し「徳島県文化芸術推進基本計画」を策定し、文化芸術の振興を図って参りました。

基本計画策定からこれまでの間、加速度的に進む人口減少やデジタル化の進展、世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の流行など、社会を取り巻く情勢は劇的に変化しており、文化芸術の分野においても少なからず影響を受けています。

そこで、このような我が国の文化芸術を取り巻く環境や本県の現状を踏まえ、ポストコロナ新時代における「あわ文化」の継承と更なる発展を念頭に、「徳島県文化芸術推進基本計画」を改定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項の「地方文化芸術推進基本計画」及び徳島県文化振興条例（平成17年徳島県条例第22号）第7条の「文化の振興に関する基本的な方針」に位置づけられるものです。

また、県政運営の基本となる「徳島新未来創生総合計画（案）」を踏まえたものです。

(3) 推進期間

本計画の推進期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5か年とします。

2 徳島県の文化と歴史

「文化」とは、文学、音楽、美術、演劇、舞踊その他の芸術、伝統芸能、伝統的な年中行事、文化財その他の伝統文化、茶道、華道など非常に幅広く、その地域の歴史や風土に育まれてきたものです。また、その範囲は、時代とともに変化し、現在は、映画やアニメーション、マンガなどもメディア文化と言われ、日本を代表する文化芸術のひとつと言われています。

徳島県は、海・山・川の豊かな自然環境に恵まれ、それを背景に、長い歴史の中で、それぞれの地域で人々に培われてきた様々な「あわ文化」が息づいています。

織田信長に先んじて東四国・近畿地方で絶大な権力を誇った三好長慶は、兄弟とともに、阿波を含め8か国にわたる領地を支配しました。そして、三好一族が居城を築いた勝瑞（板野郡藍住町）は、有力な武士の館や寺院が建ち並び、商人などが訪れて茶会が催されるなど、阿波国の中心地として繁栄しました。勝瑞を支配していた歴代の大名たちは、芸術に大変造詣が深く、勝瑞城館跡の発掘調査では、発掘庭園としては全国最大級の庭園や珍しい唐物茶器など、数多くの貴重な文化財が出土しています。

吉野川流域で生産された藍は、室町時代から京都などに運ばれ、三好氏にとっても貴重な収入源になっていたと考えられています。徳島県北部を東西に流れ、「暴れ川」の異名をもつ吉野川は、毎年のように氾濫を繰り返していました。しかし、その見返りとして生み出された肥沃な大地は、古から多くの農産物や水産物、そして、「阿波藍」を育み、経済のみならず文化にも大きな豊かさをもたらしたのです。

本県の代表的な伝統文化である「阿波人形浄瑠璃」や「阿波おどり」も、まさに吉野川の豊かさを背景に栄えたといっても過言ではありません。

歴代の徳島藩主や藍商人の後ろ盾を得て、人々の娯楽として徳島に根付いた人形浄瑠璃は、吉野川流域にとどまらず、県南や県西の集落にも広がり、常設の農村舞台でも盛んに公演が行われました。一時期衰退した阿波人形浄瑠璃ですが、1947年に阿波人形浄瑠璃振興会が結成されたことも大きな契機となり、地域の人々の力により復活し、1999年には国の重要無形民俗文化財にも指定されています。

ここに記載したことは一例ではありますが、このように、文化芸術は、その土地の歴史や風土の中で生まれ、人々の生活に根ざしたものであり、豊かな人間性を涵養するとともに、人と人との心の繋がりを強め、心豊かで多様性と活力ある社会を形成する源泉となるものです。また、地域社会の基盤を形成し、県民の地域に対する誇りや愛着を育むものと言えます。

3 文化芸術を取り巻く環境

(1) 国の動き

①「文化芸術基本法」の制定

平成29（2017）年6月、それまでの「文化芸術振興基本法」が改正され「文化芸術基本法」が制定されました。この法律においては、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の幅広い分野との連携による施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが求められています。

②「文化芸術推進基本計画」の制定

平成30（2018）年3月、「文化芸術基本法」の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として、「文化芸術推進基本計画（第1期）」が新たに策定され、中長期的な文化芸術施策のめざすべき姿や今後5年間（平成30年度～令和4年度）の基本的方向性などが示されました。令和5（2023）年3月には、新型コロナウイルスに係る教訓や様々な社会変化を踏まえた第2期計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）が策定され、引き続き「文化芸術立国」の実現を目指すこととしています。

③「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の施行

令和2（2020）年5月に、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果を文化振興に再投資する好循環を創出することを目的とした「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）」が施行され、文化施設を拠点とした文化観光（※）の推進が図られています。

※文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光

(2) 徳島県の動き

これまでの本県における文化芸術の動きは、次のとおりです。

①平成17年4月 「徳島県文化振興条例」施行

文化の振興に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定める。

②平成18年3月 「徳島県文化振興基本方針」策定

文化の振興に関する施策の基本的事項、施策の策定及び実施に際し配慮すべき事項等を定める。

- ③平成19年、平成24年 国民文化祭の開催
全国初2度の国文祭を開催し、本県が世界に誇る伝統文化である「阿波藍」「阿波人形浄瑠璃」「阿波おどり」をはじめとした「あわ文化」の創造・発展に向けた様々な事業を展開。
- ④平成25年3月 「とくしま文化の日を定める条例」施行
11月の第2日曜日を「とくしま文化の日」、11月3日（文化の日）から11月第3日曜日までを「とくしま文化推進期間」として位置づける。
- ⑤平成29年3月 「とくしま藍の日を定める条例」施行
7月24日を「とくしま藍の日」、7月を「とくしま藍推進月間」と定める。
- ⑥平成29年12月 「とくしま藍の日及び徳島県の色を定める条例」施行
藍色を徳島県の色と定める。
- ⑦令和元年7月 「徳島県文化芸術推進基本計画」策定
「文化芸術基本法」の成立により、地方公共団体においても「地方文化芸術推進基本計画」を策定する努力義務が生じたこと等を踏まえ、本県の文化芸術の更なる発展に向け、令和元年度から5年間の基本的な方向性や具体的な取組内容等を定める。

(3) 文化芸術を取り巻く主な社会情勢

- ①加速度的に進む人口減少、少子高齢化
本県人口は、平成20（2008）年に80万人を割り込んでから加速度的に減少が続き、令和5（2023）年4月の推計人口は70万人を下回りました。若者流出による人口減少やそれに伴う高齢化は、文化芸術を後世に伝える担い手不足や地域コミュニティの衰退をもたらすとともに、文化芸術公演等の鑑賞者の減少にも繋がり、文化芸術の持続化が大きな課題となっています。
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大
令和2年初頭から、新型コロナウイルス感染症の世界的な規模での感染拡大が進行し、文化芸術のイベントは中止・延期を余儀なくされました。本県でも、個人や文化芸術団体等による文化芸術活動の減少をはじめ、観光需要の縮小、地域の祭礼等の中止、学校や地域における子供たちの文化芸術活動の減少等、文化芸術分野においても極めて甚大な影響を受けました。一方で、デジタル化の進展などによる表現・鑑賞方法の多様化など、新たな表現方法を模索する努力も生まれました。
- ③「大阪・関西万博」の開催
令和7（2025）年には、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマにした「大阪・関西万博」の開催が予定されており、関西には世界中の様々な国・地域から来訪者が増えると見込まれます。本県においても、国内外の観光客の多様なニーズに対応し、周遊や滞在につなげられるよう、歴史や伝統文化をはじめとするテーマやストーリー性のある新たな魅力の創出を図る必要があります。

4 第1期計画の検証

令和2年から3年以上に渡り続いた新型コロナウイルス感染症の影響は、計画の進捗に多大な影響を与えました。人々の行動自粛が余儀なくされ、県民が文化芸術活動に参加する機会が減少し、文化芸術活動は縮小・停滞しました。その一方で、デジタル技術を活用したオンライン配信が当たり前となり、国内のみならず海外に向けても広く発信が可能となり、新型コロナを契機に大きく進展が見られた点もあります。新型コロナの影響を大きく受けながらも、その時にできる施策を工夫して実施してきました。

以下、5つの目標ごとの事業実施状況は次のとおりです。

(1) みんなで築く「あわ文化」 **県民主役**

計画初年度（令和元年度）は、県民だれもが文化芸術活動へ参加する取組が順調に推進されましたが、新型コロナの感染拡大により、県民主役の文化芸術活動の場は大きく減少しました。多様な文化芸術活動の展開については、障がい者の発表の機会の場の創出に取り組んできました。



（障がい者アーティストの卵」発掘展）

(2) 根付き、育てる「人材・才能」 **担い手育成**



（オンライン演奏指導）

本県の文化芸術の向上発展のために貢献した方や、今後一層の活躍を期待される方への顕彰を実施してきました。新型コロナの感染拡大により、若い世代を対象にしたワークショップ等の開催は中止になりました。イベント等の中止により文化芸術活動の自粛が余儀なくされた中、県内中高大学生をはじめとするアマチュア演奏者を対象に、プロの演奏家によるオンラインの演奏指導を実施しました。

(3) 文化の力で「まちづくり」 **まちづくりの推進**

県民の文化芸術活動を促進する支援として、文化団体や市町村が実施する次世代後継者の育成や、あわ文化の可能性を切り拓く新規性の高い活動などに、補助金を交付しました。新型コロナの感染拡大により、県民が歴史文化に触れ親しむ各種講座の中止が相次ぎました。クラウドファンディングを活用し、遍路道の補修や遍路小屋にwi-fiを設置、また、県スポーツ振興課と連携し徳島の文化も楽しめるイベントを実施しました。



(遍路道の補修)

(4) 文化と経済の「好循環」 **経済・産業の活性化**



(水上タクシー)

県立博物館の常設展示全面リニューアルや、県立阿波十郎兵衛屋敷での公演時に太夫の語りに合わせた翻訳を表示するシステムを構築しました。徳島市中心部から吉野川を横断して阿波十郎兵衛屋敷等の文化観光施設へ向かう「水上タクシー」を運航しました。徳島の文化資源（遊山箱、人形浄瑠璃、勝瑞城跡等）と水上タクシーを連携したツアーを開催しました。

(5) 「あわ文化」ブランドの創出 **ブランドの発信強化**

徳島県の観光情報サイト「阿波ナビ」のアクセス件数は、ニーズに即した情報をタイムリーに発信したことで、目標を大きく上回りました。

「阿波人形浄瑠璃」「阿波おどり」の海外公演、またコロナ禍においては、オンラインでの配信を実施し、認知度向上及び魅力発信に努めました。ウクライナの国立歴史公文書館へ、古文書の修復紙として評価の高い阿波和紙を提供し、文化的側面から困難な状況にあるウクライナを支援すると共に、世界に誇りうる文化資源である阿波和紙の発信を行いました。



(ウクライナ国立歴史公文書館への阿波和紙支援)

5 基本方針

(1) 方向性

これまでの文化振興の取組により培った「あわ文化」の価値と誇りを次世代に継承することを前提として、コロナ禍により落ち込んだ本県の文化芸術活動の回復・進展のために、文化芸術活動を担う人材を育成するとともに、県民誰もが多様な文化芸術に触れ親しむことができる環境の創出、さらには、文化芸術の力により地域を活性化する取組の充実強化を図るため、次のとおり「3つの目標」を掲げます。

① 徳島の文化を担う「人づくり」

本県の豊かな文化芸術を次代に継承・発展させていくため、自律的・持続的な発展を目指した人材育成や活動支援を推進します。

② 徳島の文化を感じられる「環境づくり」

県民誰もが文化芸術に触れ親しみ、参加できる場を創出するため、未来に向けた文化芸術活動の推進及び魅力発信に努めます。

③ 徳島の文化を活用した「地域づくり」

観光、まちづくり、産業等の関連分野と連携し、地域の文化資源を活かした文化と観光による経済の好循環を創出します。

(2) 目標

『 文化芸術の力により、持続可能で魅力的な徳島県へ 』

四国三郎・吉野川をはじめとした豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、多様な地域の表情と歴史を持つ本県には、「阿波人形浄瑠璃」や「阿波おどり」など、先人たちの日々の営みの中で育まれてきた多彩な文化が息づいています。また、国内外のアニメファンが集う「マチ★アソビ」を継承する新たな文化も発信しています。

このような本県が誇る多彩な文化芸術の魅力を一層磨き上げるとともに、観光、まちづくり、教育などの分野とも緊密に連携し、地域やくらしの中に文化芸術があふれ、文化芸術の力により人と人とのつながりや地域の連帯感が深まり、誰もが「ここに住み続けたい、行ってみたい」と思える徳島の実現を目指すこととします。

(3) 施策展開

①徳島の文化を担う「人づくり」

I 県民主役の文化活動の促進

- 県民一人ひとりの幅広い文化芸術活動への参画を促進する「徳島県民文化祭」を開催し、県民が主役となって積極的に文化芸術活動に参加する機運を醸成します。
- 県内各地の市町村や文化芸術団体が実施する文化芸術活動を支援することで、幅広い分野の文化芸術活動の促進と次世代育成につなげます。

II 「あわ文化」発展への顕彰の実施

- 徳島県では、顕著な功績を挙げた方に贈られる「徳島県文化賞」、これからの活動を奨励する「阿波文化創造賞」により、「あわ文化」の発展に貢献した方を顕彰します。
- （公財）徳島県文化振興財団では、文化芸術に功績を挙げた方に「とくしま芸術文化賞」、今後一層の活躍を期待する方に「とくしま芸術文化奨励賞」、優れた出版物に「とくしま出版文化賞」をそれぞれ贈り、顕彰します。
また、県立文学書道館では、徳島県内の文化芸術活動の活性化へ、「とくしま文学賞」を募集・選考し、顕彰します。

III 文化活動による共生社会の実現

- 作品募集や展示、舞台芸術活動に関する支援等を実施することで、障がい者の文化芸術活動を促進し、障がいの有無にかかわらず多様な文化芸術活動が展開される共生社会の実現に向けた取組みを実施します。
- 様々な文化芸術活動を通じて、子どもから高齢者までが同じ舞台に立つことにより世代間交流の推進を図ります。

IV 文化活動への若者参加の促進

- 徳島県中学校総合文化祭及び徳島県高等学校総合文化祭の開催等、若年層の文化芸術活動発表の場を確保するとともに、文化交流を通じて、個々の文化に対する感性を磨くことにつなげます。
- 学校現場に芸術家や指導者を派遣することにより、子どもたちがレベルの高い文化芸術に触れる機会を提供し、感性を磨き、素養を高めます。また、「あわ文化」のリーダーとなる子どもの活動の充実を図り、未来の「あわ文化」の担い手育成につなげます。

V 「徳島ファン」の拡大

- 県外在住の本県出身者など、徳島にゆかりのある方と連携し、魅力ある「あわ文化」を強力に発信することで、新たな「徳島ファン」を獲得します。
- 二地域居住やワーケーション、デュアルスクール等、多様な形で地域と関わる「徳島ファン」の増加を図り、「あわ文化」の継承発展につなげます。

②徳島の文化を感じられる「環境づくり」

I 文化芸術の鑑賞機会や発表の場の充実

- 公的施設を中心として、県民に低廉な価格で質の高い文化芸術に触れる機会を提供することで、文化的側面での満足度の向上を図ります。
- 県内文化施設や文化芸術団体等と連携し、子どもから大人まで、あらゆる世代の文化芸術活動をする方々が、その成果を発表できる場の確保に努めます。

II メディアを活用した文化の振興

- 「アニメ」を活用した参加者全員が楽しめるイベントを開催することで、徳島ならではの魅力を活かしたにぎわい創出を図ります。
- 徳島ならではの自然や景観、伝統文化と、新たな文化芸術との融合や、徳島の誇るICT、次世代光、5Gなど最先端技術を活用することにより、徳島発となる新たな文化の創造を図ります。

III 「あわ文化」の魅力発信

- 本県独自の風土や歴史の中で生まれ受け継がれてきた伝統文化や、社会の変化にあわせて新たに創造された本県ならではの文化について、ブランド化し、そのブランドを浸透・蓄積させていく情報発信に取り組みます。
- 世界から人・モノを呼び寄せる求心力と発信力をもつ2025年開催の「大阪・関西万博」をはじめとする国際的な展示会、スポーツ大会、国際会議等、世界から日本が注目される機会を積極的に活用し、「阿波人形浄瑠璃」や「阿波おどり」の県内外への派遣など、世界に誇る「あわ文化」の国内外での認知度向上に努めます。

IV グローバル化の加速

- 新型コロナの拡大によりもたらされた文化芸術のデジタル化、配信の普及を好機と捉え、多様なメディアやSNSなどを活用し、海外まで目を向けた「あわ文化」の発信を行います。
- ポストコロナのインバウンド再開に対応して、県立文化施設の多言語表記など、訪日外国人観光客のニーズに応える受入れ環境整備に取り組みます。

V 文化芸術を育む場の充実

- 新ホールは、文化芸術活動の促進や鑑賞機会の創出の場となるとともに、文化芸術のみならず、まちづくりや観光などとも結びつき、大きな役割を担う施設となることから、未来に評価され、県民が誇れる施設となるよう早期整備に取り組みるとともに、既存の県立文化施設については、「徳島県公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」により、建物の長寿命化に向けて計画的に修繕を行い、活用してまいります。
- 県民誰もが身近に文化芸術に触れられる機会を創出するため、市町村及び関係機関と連携し、県内の公立文化施設の積極的な活用を図ります。

③徳島の文化を活用した「地域づくり」

I 地域づくりの促進

- その地域に遺る文化や風習を介在し、地域住民と地域との「絆」を醸成し、コミュニティの活性化を図ることで、子どもや高齢者の見守り、防災活動等に役立たせます。
- 豊かな自然や地域に受け継がれている伝統文化や技法といった、その地域に根付いた文化資源を保存・継承します。

II 文化資源を活かした文化観光の推進

- 世界遺産登録を目指す「四国遍路（日本遺産）」、「鳴門の渦潮」、ユネスコ「世界記憶」への登録を進める「板東俘虜収容所関係資料」や、景観、伝統的建造物、遺跡等の徳島に息づく文化資源について、その魅力を発掘、発信するとともに、積極的な公開・活用等を図り、地域活性化につなげます。
- 徳島県立博物館、徳島県立阿波十郎兵衛屋敷などの文化施設を文化観光拠点として活用していくために、各施設が保有する文化資源の分かりやすい展示や解説などの環境整備に取り組み、県内外からの誘客が見込める文化観光を積極的に発信し、経済との好循環を図ります。

III 地域文化を通じた郷土愛・地域愛の醸成

- 県立文化施設での各種講座の開催や展示を通じ、県民一人ひとりに徳島の魅力の再発見・再認識を促し、地域への誇りと愛着を醸成します。
- 郷土徳島を愛し、誇りを持って語ることができる県人を育成するため、「あわ文化教育人材バンク」を通じて、学校教育において児童・生徒が伝統文化や文化財に触れる機会を創出します。

IV 文化芸術団体の活性化

- 県内各地の団体を包括し、県全域を対象に活動している部門別文化芸術団体と連携して各種イベントを実施することにより、県内の文化芸術活動の裾野拡大を図ります。
- （公財）徳島県文化振興財団が運営する「あわカル〜とくしまイベント情報〜」への登録を促進し、県内文化芸術団体の情報発信を支援します。

V 文化部活動の地域連携・移行

- 地域の文化芸術団体や学校関係者の理解と協力の下、生徒が生涯にわたって文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成を図ります。
- 市町村と連携し、地域の人材を活かすことで地域の文化芸術の振興にもつながる文化部活動の地域連携・移行を支援します。

6 指標及び数値目標

本県の文化の更なる発展へ、「5（3）施策展開」に基づく施策の着実な推進を図るため、県政運営の指針となる「徳島新未来創生総合計画（案）」との整合性を図りながら、主要な項目について、次のとおり「指標及び数値目標」を設定します。

これらの項目について毎年度検証することで、進捗状況の把握と効果的な取組を図るとともに、検証結果に基づき、必要に応じて指標や目標値の追加・修正を行うことで、進化する「基本計画」として運用いたします。

施策の展開	指標及び数値目標	工程（年度別事業計画）				
		R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)
① 徳島の文化を担う「人づくり」						
I 県民主役の文化活動の促進	徳島県民文化祭（メインプログラム、部門別プログラム） 参加者数 R4：15,801人 → R10：24,000人	17,000 人	20,000 人	22,000 人	23,000 人	24,000 人
II 「あわ文化」発展への顕彰の実施	徳島県文化賞をはじめとする顕彰の実施 R4：実施 → 継続実施	実施				→
III 文化活動による共生社会の実現	障がい者芸術・文化活動における発表会等の開催回数 R4：年11回 → R10：年11回以上	11回 以上				→
IV 文化活動への若者参加の促進	あわ文化のリーダー育成のための研修の充実・あわ文化の魅力発信内容のブラッシュアップ	推進				→
V 「徳島ファン」の拡大	SNSフォロワー数（阿波ナビ・インスタグラム） R4：－ → R10：22,000人	12,000 人	14,500 人	17,000 人	19,500 人	22,000 人
② 徳島の文化を感じられる「環境づくり」						
I 文化芸術の鑑賞機会や発表の場の充実	県主催の県民参加型イベントの開催 R4：開催 → 継続開催	開催				→
II メディアを活用した文化の振興	「アニメ」を核としたイベント開催	開催				→
III 「あわ文化」の魅力発信	文化・未来創造課インスタグラム フォロワー数 R4：1,100人 → R10：1,600人	1,200人	1,300人	1,400人	1,500人	1,600人
IV グローバル化の加速	阿波十郎兵衛屋敷の外国人来訪者数 R4：707人 → R10：1,300人	900人	1,000人	1,100人	1,200人	1,300人
V 文化芸術を育む場の充実	新ホールの整備	推進				→

施策の展開	指標及び数値目標	工程（年度別事業計画）				
		R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)
③ 徳島の文化を活用した「地域づくり」						
I 地域づくりの促進	伝統文化親子教室事業の実施	実施				→
II 文化資源を活かした文化観光の推進	文化の森総合公園文化施設、文学書道館及び阿波十郎兵衛屋敷の入館者数 R4：96万人 → R10：98万人	96.4 万人	96.8 万人	97.2 万人	97.6 万人	98 万人
III 地域文化を通じた郷土愛・地域愛の醸成	文化・未来創造課所管3施設（あわぎんホール、文学書道館、阿波十郎兵衛屋敷）の講座開催回数 R4：122回 → R10：130回以上	130回 以上				→
IV 文化芸術団体の活性化	徳島県民文化祭部門別プログラム参加者数 R4：15,585人 → R10：23,000人	16,000 人	19,000 人	21,000 人	22,000 人	23,000 人
V 文化庁活動の地域連携・移行	部活動の地域移行に向けた連携強化・指導者の確保	推進				→

7 推進体制

(1) 各主体の役割

文化芸術の振興にあたっては、県民をはじめ、各種団体など、それぞれの主体が、その役割を果たすことを期待するとともに、県においては、これらの主体との緊密な連携、協働を図りながら取組を進めて行く必要があります。

①県民

徳島で育まれる文化を継承し、発展させていく主役である県民一人ひとりが、徳島の伝統・文化を学び、徳島に誇りを持って、新たな文化創造の担い手として積極的に活動されることが期待されます。

②文化芸術団体

創造性を発揮した特色ある文化芸術活動を実践することを通じて、県民の文化資源への関心や、文化芸術活動への参加意欲を高め、技術の向上と裾野の拡大を図り、地域の活性化や「あわ文化」の振興に貢献することが期待されます。

③教育機関

高度な芸術文化との交流や、伝統文化との学習機会を提供するとともに、「あわ文化」の担い手や指導者、コーディネーターとなる人物の育成に向けた様々なプログラムの提供が期待されます。

④経済界

文化芸術活動へ積極的な参画を図るとともに、文化資源を観光や商品開発に活用するといった経済的な展開を通じて、地域の活性化へ貢献することが期待されます。

⑤市町村

県民に身近な行政機関として、文化施設や社会教育施設の運営や文化芸術団体への支援などを通じて、その地域の特性に応じた文化振興を主体的に取り組んで行くことが求められます。

(2) 計画の検証

本計画の内容については、徳島県文化創造審議会において、毎年度検証を行い、必要に応じて適宜見直しを行います。

○文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化

芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）抄

施行期日

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（以下略）

○徳島県文化振興条例

平成十七年三月三十日

徳島県条例第二十二号

改正 平成二五年一二月一九日条例第五六号

豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、多様な地域の表情と歴史を持つ徳島県には、先人たちの日々の営みの中ではぐくまれてきた多彩な文化がある。

物の豊かさを追求した二十世紀から心の時代と言われる二十一世紀を迎え、これまで以上に精神的な充実が求められる中、文化は生活に潤いを与え、人と人とのつながりや地域の連帯感を深めるとともに、ここに住み続けたいと思える地域づくりに重要な役割を果たすものである。

私たちは、このような文化の持つ意義を認識した上で、県民、行政、民間団体等の相互の連携の下に、それぞれがその担い手として、徳島の良き伝統を再発見し、継承するとともに、個性豊かな文化を創造していくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「文化」とは、文学、音楽、美術、演劇、舞踊その他の芸術、伝統芸能、伝統的な年中行事、文化財その他の伝統文化、料理、ファッション、茶道、華道、囲碁、将棋その他の生活文化等をいう。

2 この条例において「民間団体等」とは、国及び地方公共団体以外の団体並びに個人をいう。

(基本理念)

第三条 文化の振興に当たっては、県民一人一人が文化の担い手であるという認識の下、その自主性及び創造性を最大限に尊重するものとする。

2 地域の文化は、県民が誇りや独自性を感じることができるとして尊重され、将来の世代に引き継がれるものとする。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、県が実施する施策について、文化の振興を図る視点を取り入れるように努めるものとする。

(市町村との連携)

第五条 県は、文化の振興に関する施策を推進するに当たっては、市町村との連携に努めるものとする。

(民間団体等との関係)

第六条 県は、文化の振興に関する施策を推進するに当たっては、民間団体等の自主的な文化活動に十分配慮しつつ、民間団体等の協力を得るように努めるものとする。

(基本方針の策定)

第七条 県は、文化の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 文化の振興に関する施策の基本的事項
- 二 文化の振興に関する施策の策定及び実施に際し配慮すべき事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要事項

- 3 県は、基本方針を定めるに当たっては、本県の特徴を生かしたものとするとともに、あらかじめ、文化活動を行う者その他県民の意見を広く聴くものとする。
- 4 県は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更（軽微なものを除く。）について準用する。

（担い手の育成）

第八条 県は、文化活動を担う人材及び団体の育成を図るため、優れた文化を鑑賞する機会及び文化活動の成果を発表する機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（文化活動を支える環境の整備）

第九条 県は、広く県民が文化に親しみ、及びこれを創造することができるような環境の整備に努めるものとする。

- 2 県は、高齢者、障がい者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者が文化活動に参加しやすい環境の整備、これらの者が参加できる交流の場の提供その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、次代を担う青少年の文化への関心と文化活動への参加意欲の向上を図るため、青少年が優れた文化に触れる機会及び青少年が参加できる交流の場の提供その他必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、県民の文化活動の場となる文化施設等（以下「施設」という。）の充実を努めるとともに、施設に関する情報の提供、施設間の連携の確保その他施設の活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 県は、県民の文化活動に対する民間団体等による資金助成その他の支援活動の意義を尊重し、その支援活動が促進されるように努めるものとする。

（平二五条例五六・一部改正）

（文化的な生活環境の整備）

第十条 県は、個性豊かな地域文化の形成に資するため、潤いと安らぎのある文化的な生活環境の整備に努めるものとする。

（文化交流の促進）

第十一条 県は、世代、地域等を越えた幅広い文化交流の促進に努めるものとする。

（情報の収集及び発信）

第十二条 県は、県民の文化活動の促進及び地域文化の形成に資するため、文化に関する情報を収集し、及び提供するとともに、本県独自の文化資源に関する情報を積極的に発信するものとする。

（顕彰）

第十三条 県は、文化の振興に関し、功績の顕著な者の顕彰に努めるものとする。

（財政上の措置）

第十四条 県は、文化の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

（補則）

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年条例第五六号）

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

○徳島県文化創造審議会設置条例

平成三十年三月二十日
徳島県条例第十一号

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、文化芸術の施策の推進による未来の活力ある徳島の創造に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として、徳島県文化創造審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 文化芸術関係者

二 学識経験のある者

三 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

徳島県文化創造審議会 委員名簿

R5年7月1日現在(五十音順)

役 職	氏名	備考
四国大学 文学部長	阿部 曜子	
徳島県藍染研究会	有内 則子	
徳島県音楽協会	大井 美弥子	
公募委員	株木 清夏	
公益財団法人徳島県文化振興財団 理事長	清水 英範	
徳島ベンクラブ 副会長	鈴木 アヤ子	
NHK徳島放送局 コンテンツセンター長	武市 信宏	
徳島文理大学 学長	田村 禎通	会長
徳島県町村会(美波町社会教育課 課長)	永本 嘉彦	
公募委員	西村 美咲	
公益財団法人日本舞踊協会徳島県支部 相談役	花柳 淳吾	
徳島県高等学校文化連盟 会長	藤本 和史	
鳴門教育大学 理事・副学長	美馬 持仁	
徳島文理大学音楽学部 教授	三宅 孝典	
徳島県市長会(徳島市文化スポーツ振興課 課長補佐)	宮脇 由里	
公益財団法人阿波人形浄瑠璃振興会 会長	森 恵子	
四国放送株式会社 営業開発部 主管	大和 あゆみ	
徳島県中学校文化連盟 会長	横島 亜希子	
徳島大学 理事・副学長	吉田 和文	副会長
徳島県美術家協会	四十宮 隆志	